

川越市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

子どもの貧困対策について

(1) これまでの経過

近年、生活困窮世帯の増加や、いわゆる「貧困の連鎖」が問題となったことを背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、同法に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援や調査研究、施策の推進体制等に関する各施策を重点施策として盛り込んだ「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に閣議決定されました。

本市においても、平成27年度から庁内における情報共有や今後の方向性を検討することを目的として、こども未来部、福祉部、保健医療部、産業観光部、教育委員会の関係部署による関係課長会議を開催してきました。

(2) 子どもの貧困対策検討推進会議の設置

平成28年度を計画初年度とする川越市第四次総合計画では、分野別施策No.2 児童福祉の推進において、子どもの貧困対策の総合的な推進を位置づけ、同年11月に開催された関係課長会議では、既存の会議体をより発展させた「川越市子どもの貧困対策推進検討会議」の設置方針を決定しました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画での位置付け

川越市子どもの貧困対策推進検討会議において、子育て支援に関して網羅した計画となっている「川越市子ども・子育て支援事業計画」に包含して取り組むことで、子どもの貧困対策の総合的な推進とともに、他の関連施策と連携が図れると考えられ、喫緊の課題として、同計画の見直しに合わせて位置付けることが望ましいとする検討結果が出ています。